

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン（概要）

令和元年 10 月改訂



紀の川市福祉部高齢介護課

■ ■ 相談からサービス利用の流れ ■ ■

■ 相談窓口 ■

☑市役所本庁

- | | |
|------------------|---------|
| ・地域包括支援センター「愛の手」 | 77-0350 |
| ・高齢介護課（本庁） | 77-0980 |
| ・粉河支所 | 73-3311 |
| ・鞆瀬出張所 | 79-0001 |
| ・那賀支所 | 75-3111 |
| ・桃山支所 | 66-1100 |
| ・貴志川支所 | 64-2525 |

市内福祉事業所の皆さんも相談を受けた際には、窓口や利用までの流れの説明、地域の資源の紹介等をお願いします。必ずしも介護保険サービスが必要な方ばかりではありません。地域の運動サークルやサロン等の利用により生活の困りごとが解決に向かう方がいるかもしれません。

利用者の状態像やニーズを把握し、QOL 向上に必要な生活支援等のサービスを充実させていくことが重要です。

※地域活動は、高齢者が定期的に集うサロンや運動サークル、各公民館で行っている公民館活動、文化活動等、多岐にわたっています。こういった地域の資源の活用（セルフケアマネジメント）と必要に応じて公共サービス（介護予防ケアマネジメント）をマッチングし、セルフケアマネジメント中心型の総合事業にできればと考えています。

そのためには、市役所だけでなくさまざまな専門職の方々に地域資源を知っていただく必要があります。

地域資源については、紀の川市のホームページにて掲載する予定です。

■ サービス利用の流れ ■

☑相談受付

- ・被保険者より生活の困りごと等の相談を受けます。
- ・担当者は、総合事業にあるサービスメニューや一般介護予防事業の目的や手続等を十分に説明します。

※住所地特例者に関しては、指定事業者の提供するサービスのみ利用できます。



☑新しい状態区分「介護予防・生活支援サービス事業対象者」（事業対象者）について

- ・事業対象者とは、65歳以上の方で心身の状況や環境、その他の状況から要支援（要介護）状態となることを予防するための支援を行う必要があり、基本チェックリストの実施により該当した方をいいます。
- ・サービスの利用にあたっては、介護予防ケアマネジメントに基づき利用することとなります。

☑事業対象者の有効期間

紀の川市は、事業対象者の有効期間を下記のとおりとします。

基本的な有効期間	
一般高齢者から事業対象者に移行した場合	基本チェックリスト実施日を含む月末から2年間
要支援認定者から事業対象者に移行した場合	基本チェックリスト実施日を含む月末から2年間 ※非該当の場合は、認定日を含む月末から2年間 または 要支援認定の有効期間終了日の次の日を含む月末から2年間 (基本チェックリスト必須)
事業対象者から要支援認定者（または要介護認定者）に移行した場合	原則：事業対象者の終了日＝認定日の前日

※上記以外に設定が必要な場合は、高齢介護課総合事業担当係に要相談。

※有効期間内は、サービスを利用できる期間として認識するのではなく、自立に向けたサービスを通じて公共サービスから卒業し、地域資源を活用してセルフケアマネジメントができるようサービスの提供をお願いします。

※事業対象者としての更新申請は、2カ月前から可能とします。

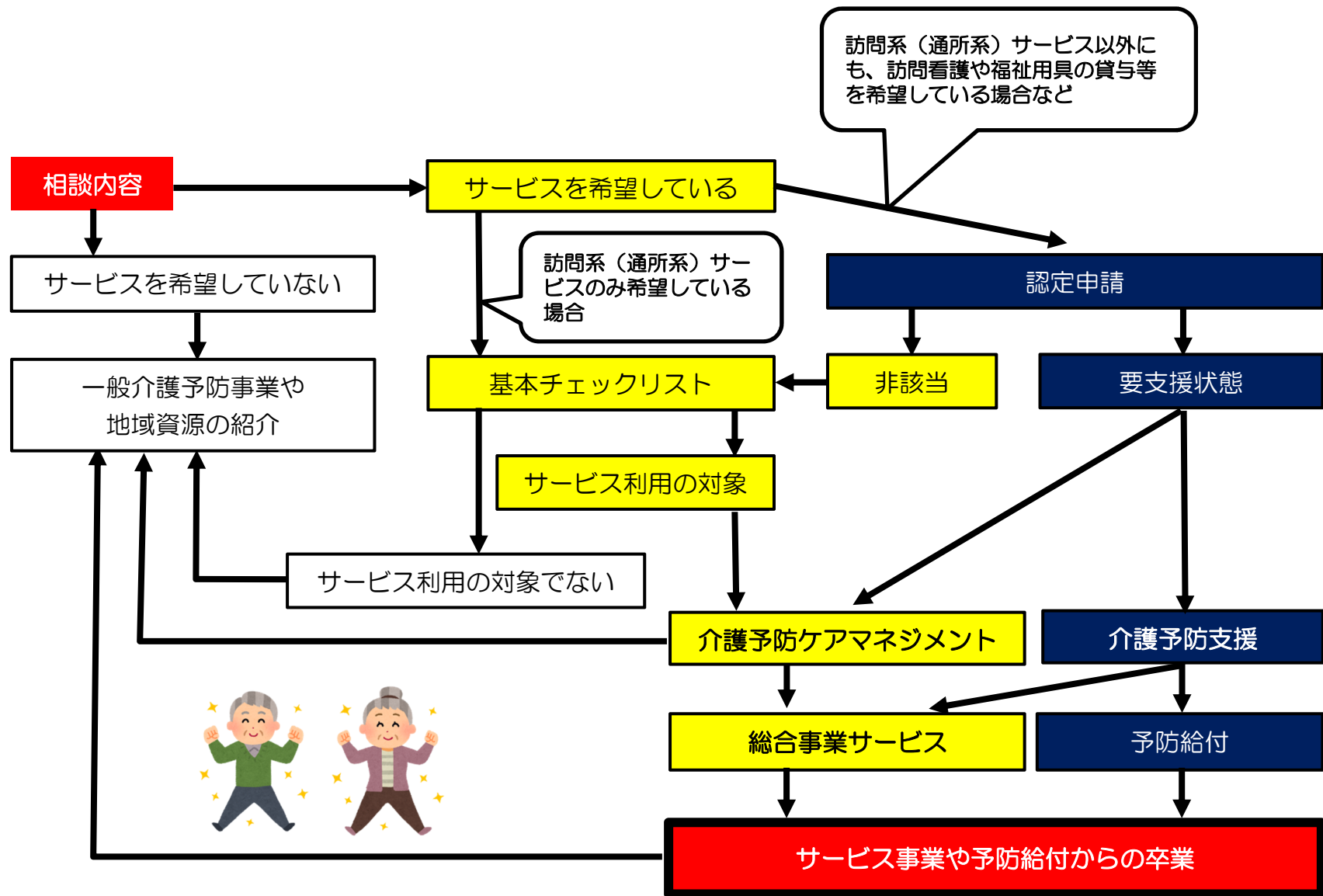
※事業対象者が要介護認定された場合、事業対象者として認定された日を含む月末までは、総合事業によるサービスの利用を可能とします。ただし、介護（予防）給付との併用はできませんので、ご注意ください。

☑基本チェックリスト実施対象者と要介護認定申請対象者

区分		総合事業のみのサービスを利用したい方	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業だけでなく、訪問看護や福祉用具の貸与等も利用したい方 明らかに要支援状態の方 	寝た切り状態など、常に介護が必要な状態の方	
新規	基本 CL	○	×	×	
	認定申請	○	○	○	
更新	事業対象者	基本 CL	○	×	×
		認定申請	×	×	×
	要支援認定者	基本 CL	○	×	×
		認定申請	○	○	○
要介護認定者		すべて認定申請			
区分変更	要介護→要介護 要支援→要介護		すべて認定申請		
	要介護→要支援 要支援→要支援	基本 CL	○	×	×
		認定申請	○	○	○
その他	第2号被保険者		すべて認定申請		
	転入者		上記の取り扱いに準じる		

※基本 CL：基本チェックリスト

☑サービス事業利用までのフロー



■ ■ 介護予防ケアマネジメントについて ■ ■

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センター等が要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態に置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成するものです。

種類	要支援認定者 (給付のみ)	要支援認定者 (給付+事業)	要支援認定者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント (新制度：総合事業) ※介護予防給付を含まない、総合事業のみのプラン	×	×	○	○
介護予防支援 (給付) ※介護予防給付のみまたは介護予防給付と総合事業を組み合わせた予防プラン	○	○	×	×

☑生活支援・介護予防サービス事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施主体

- ・ 包括的支援事業を受託している地域包括支援センター
- ・ 地域包括支援センターからの委託された指定居宅介護支援事業所

※予防給付におけるケアマネジメント（指定介護予防支援）については、引き続き、指定介護予防事業所としての指定を受けて行うものである。

☑介護予防ケアマネジメント プロセスと類型一覧

	説明	利用するサービス		サービス提供開始月	2月目 (翌月)	3月目 (翌々月)	4月目 (3か月後)	6月目 (5か月後)	9月目 (8か月後)	24月目 (23か月後)
ケアマネジメント A	<p>■従前の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様</p> <p>■アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付</p> <p>■モニタリングはおおむね3か月毎に実施</p> <p>■利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく</p>	指定事業者のサービス	プラン作成	◎	×	×	×	×	×	◎
			サービス担当者会議	◎	×	×	×	×	×	◎
			モニタリング等	—	○	◎	○	◎	◎	◎
			評価	—	—	—	—	—	—	◎
			報酬	基本報酬 (@4,310) + 初回加算 (@3,000)	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬

	説明	利用するサービス		サービス提供開始月	2月目(翌月)	3月目(翌々月)	4月目(3か月後)	6月目(5か月後)	9月目(8か月後)	24月目(23か月後)
ケアマネジメント B	<p>■従前の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様</p> <p>■アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付</p> <p>■モニタリングはおおむね3か月毎に実施</p> <p>■利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく</p>	【短期集中】 訪問型サービスC 通所型サービスC 《基本3か月》 《最長6か月》	プラン作成	◎	×	○	×	×	<p>(注1) ●については、3か月目で終了の場合、評価必要。延長の場合は、延長終了時評価必要。</p> <p>(注2) 3か月時にサービス担当者会議・モニタリングを行い、延長が必要な場合は、 ①軽微な変更とし支援経過記録に状況記録 ②プランに期間延長の旨を赤字で記載</p>	
			サービス担当者会議	◎	×	◎	×	○		
			モニタリング等	—	○	◎	○	◎		
			評価	—	—	●	—	●		
			報酬	基本報酬 (@4,310) + 初回加算 (@3,000)	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬		
	<p>■従前の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様</p> <p>■アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付</p> <p>■モニタリングはおおむね3か月毎に実施</p> <p>■利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく</p>	訪問型サービスA 通所型サービスA ※2種以上利用の場合	プラン作成	◎	×	×	×	×	×	◎
			サービス担当者会議	◎	×	×	×	×	×	◎
			モニタリング等	—	○	◎	○	◎	◎	◎
			評価	—	—	—	—	—	◎	
			報酬	基本報酬 (@4,310) + 初回加算 (@3,000)	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬

	説明	利用するサービス		サービス提供開始月	2月目 (翌月)	3月目 (翌々月)	4月目 (3か月後)	6月目 (5か月後)	9月目 (8か月後)	24月目 (23か月後)
ケアマネジメント C	<p>■初回のみアセスメント ⇒ケアマネジメント結果案作成 ⇒利用者への説明・同意 ⇒提供者への説明・送付</p> <p>■ケアマネジメント結果をサービス提供者に送付または本人が持参 (利用者の同意必要)</p>	<p>訪問型サービス A 通所型サービス A ※1種のみ利用の場合</p>	プラン作成	×	×	×	×	×	×	×
			ケアマネジメント結果作成	◎	×	×	×	×	×	◎
			サービス担当者との連携	◎	×	×	×	×	×	◎
			モニタリング等	—	×	×	×	×	×	—
			評価	—	×	×	×	×	×	—
			報酬	基本報酬 (@4,310) + 初回加算 (@3,000)	無	無	無	無	無	無

■介護予防サービス事業所について■

■総合事業の指定事業者制度■

☑指定事業者制度の概要

市町村の事務負担の軽減等のため、予防給付と同様、要支援者等が、市長が指定した事業者によるサービスを利用した場合に、当該サービスに要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより、総合事業の実施とみなす規定が新たに法第115条の45の3に定められ、さらに、第115条の45の5から第115条の45の9までにおいて、指定や更新、取消等その手続として必要な事項が定められています。

■指定の基準■

☑介護予防訪問介護・通所介護相当サービスの指定の基準等

サービス種類名	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練
対象者とサービス提供にかかる紀の川市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ■以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■すでにサービスを利用しており、サービス利用の継続が必要なケース ■「多様なサービス」の利用が困難なケース ■生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善や維持が見込まれるケース

		<p>※紀の川市としては、<u>状態等を踏まえながら、</u> <u>訪問型（通所型）サービスA・Cの利用を促進していきます。</u></p>	
実施方法		事業所指定	
サービス提供者		訪問介護員（訪問介護事業者）	通所介護事業者の従事者
基準	基準 人員 設備	<p>予防給付の基準を基本とします。 （平成30年10月1日より以下の①、②、③、④を加えます）</p> <p>①生活援助中心型研修の修了者について生活援助サービス（身体介護サービスを除く）において、訪問介護員として従事できるものとする。</p> <p>②サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者を任用要件から廃止します。</p> <p>③サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報提供することについて、サービス提供責任者の責務とする。</p> <p>④サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。</p>	<p>予防給付の基準を基本とします。 （平成30年10月1日より以下の⑤を加えます）</p> <p>⑤機能訓練指導員の対象資格(※)に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。</p> <p>一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、機能訓練の対象資格(※)を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。</p> <p>(※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師</p>

	運営	<ul style="list-style-type: none"> ■介護予防ケアマネジメント A（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密の保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 <p>※従前の基準と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■介護予防ケアマネジメント A（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密の保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 <p>※従前の基準と同様</p>
単価		<ul style="list-style-type: none"> ■訪問型サービスⅠ 週1回程度のサービス(月5回まで) 11,720円/月（事業対象者・要支援1・2） ■訪問型サービスⅡ 週2回程度のサービス(月10回まで) 23,420円/月（要支援1・2） ■訪問型サービスⅢ 週3回まで 37,150円/月（要支援2） <p>※月額包括算定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■通所型サービス1 16,550円/月（事業対象者・要支援1） ■通所型サービス2 33,930円/月（要支援2） <p>※月額包括算定 ※サービスの利用回数はサービス事業所のアセスメントにより必要な回数により決定する。</p>
加算		<ul style="list-style-type: none"> ■初回加算 200単位 ■特別地域加算 所定単位数に15%加算 ■生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月 ■生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月 ■中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数に10%加算 ■中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数に5%加算 ■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■若年性認知症利用者受入加算 240単位/月 ■生活機能向上グループ活動加算 100単位/月 ■運動器機能向上体制加算 225単位/月 ■栄養改善体制加算 150単位/回 ■栄養スクリーニング加算 5単位/回 ■口腔機能向上体制加算 150単位/回 ■選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ） （Ⅰ）480単位/月・（Ⅱ）700単位/月

	<p>■介護職員等特定処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p>	<p>■サービス提供体制強化加算 (I)イ 事業対象者、要支援1 72 単位/月 要支援2 144 単位/月 (I)ロ 事業対象者、要支援1 48 単位/月 要支援2 96 単位/月 (II) 事業対象者、要支援1 24 単位/月 要支援2 48 単位/月 ■事業所評価加算 120 単位 ■生活機能向上連携加算 (I) 100 単位/月 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位/月 ■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。 ■介護職員等特定処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p>
減算	<p>■同一建物等居住者にサービスを提供する場合の減算 ①事業所と同一建物に居住する者 (②を除く) 所定単位数×90% ②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利世利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) 所定単位数×90%</p>	<p>■事業所と同一建物に居住する利用者の減算 事業対象者、要支援1 376 単位減算 要支援2 752 単位減算 ■職員の欠員による減算 (看護職員・介護職員) 所定単位数×70% ■定員超過による減算 所定単位数×70%</p>
利用料 (利用者負担)	単価×1割相当 ※一定以上の所得者は、2割または3割相当	

■サービスコード■

指定事業者による介護予防訪問介護（通所介護）相当サービスの提供に係るサービスコードについては、紀の川市ホームページを確認してください。

■事業所指定・審査の流れ■

指定事業者による介護予防訪問介護（通所介護）相当サービスの提供に係るサービス費の請求については、従来どおり和歌山県国民健康保険団体連合会へ請求してください。国保連合会で、審査され各事業者に支払われます。

■総合事業の委託（緩和された基準によるサービス・短期集中予防サービス）■

☑総合事業の委託

総合事業実施に当たって、訪問型（通所型）サービス A（緩和された基準によるサービス）・訪問型（通所型）サービス C（短期集中予防サービス）については、新たに紀の川市の事業委託を受ける必要があります。

☑委託契約の有効期間

契約の有効期間については、1年とします。ただし、仕様書に基づき提出いただいた書類についての有効期間は、6年とします。有効期間内に変更等が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方（訪問型サービスA）	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した <u>雇用労働者</u> でサービス提供が可能	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供
従業員の必要数	事業実施において <u>必要数</u>	常勤換算 2.5 人以上
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の資格	①介護福祉士 ②実務研修修了者	
サービス提供責任者（訪問事業責任者）数	事業実施において <u>必要数</u>	利用者：常勤換算＝40：1
設備基準	従前の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1 名以上（非常勤や兼任も可とする）	原則として専従常勤 1 人

	基準緩和の考え方（通所型サービスA）	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	従前の基準と同様 ※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。	
従業員の必要数	従事者～15人専従1人以上 15人～利用者1人に <u>0.1以上</u>	介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2以上
設備基準	従前の介護予防通所介護と同様	
運営基準	同上	

管理者	専従 1 名以上（非常勤も可とする）	原則として常勤・専従 1 人以上
-----	--------------------	------------------

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。
また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご注意ください。

☑緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ■生活援助中心型のサービス（身体介護や入浴介助は含まない） 例：調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等 ■サービス提供時間／回 <ul style="list-style-type: none"> ・20 分未満 ・20 分以上 45 分未満 ・45 分以上（1 時間程度のサービスを想定） ■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは利用者にしてもらい、できないことはできるようにするよう共同で取り組むこと。
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADL は自立しているものの、IADL の一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者：常勤・専従 1 以上（支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼務に従事可能） ■訪問事業責任者：従事者のうち必要数（任用要件について、介護予防訪問介護相当サービスと同様） ■従事者：必要数 (資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者、訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者(平成 30 年 10 月 1 日より施行。))

設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■従事者または従事者であった者の秘密の管理 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様</p>
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者
単価	1,010 円/回 ※20 分未満のサービス
	1,510 円/回 ※20 分以上 45 分未満のサービス
	1,870 円/回 ※45 分以上のサービス
単価設定の根拠	<p>指定介護予防訪問介護の介護報酬とする。 (算定単位は月額、1 単位：10 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■20 分未満のサービス 151 単位×0.67≒101 単位 ※介護給付の単位数にならって算定 (単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも <u>101</u> 単位) ■20 分以上 45 分未満のサービス 187 単位×0.81≒151 単位 ※介護給付の単位数にならって算定 (単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも <u>151</u> 単位) ■45 分以上のサービス 234 単位×0.8=187 単位 ※旧 3 級ヘルパー減算相当 (単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも <u>187</u> 単位)

<p>加算</p>	<p>中山間地域におけるサービスの確保のため、地域を指定して加算を設ける市独自の加算とします。 ※サービス単価の15%を加算。(紀の川市高齢者福祉事業の外出支援サービスの指定地域を想定)</p> <p>■指定地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打田地区：神通、中畑、高野、五百谷 ・粉河地区：上勝神地区（勝神）、西川原、東川原、上鞆、中鞆、下鞆 ・那賀地区：葛谷地区（切畑）、中尾地区（平野）名手上、赤沼田 ・桃山地区：桃山町峯、桃山町中畑、桃山町垣内、桃山町畑野、桃山町野田原、桃山町脇谷、桃山町黒川、桃山町善田、桃山町大原 <p>介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p>
<p>減算</p>	<p>■事業所と同一建物に居住するの利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単価数の10%を減算します。</p> <p>■介護職員初任者研修課程を修了（介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者または看護師等の資格を有する者を除く。）した訪問事業責任者を配置している場合は、所定単価数の30%を減算します。</p>
<p>単サービス上限回数</p>	<p>I 週1回程度（月5回まで）…事業対象者・要支援1・2 II 週2回程度（月10回まで）…要支援1・2 III 週3回まで…要支援2</p>
<p>利用料（利用者負担）</p>	<p>単価×1割相当 ※一定以上の所得者は、2割または3割相当 ※介護予防訪問介護相当サービスより安くなります。</p>
<p>給付管理</p>	<p>対象外</p>
<p>事業者への支払</p>	<p>市で審査・支払（市へ直接請求）</p>

☑緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

<p>サービス内容</p>	<p>■交流目的やレクリエーションを主体としたもので、閉じこもり、認知症、うつ予防など自立支援に資する通所サービス（入浴サービスは含まない） ※セルフケアのできる体操（運動や口腔）等を取り入れ、生活の意欲向上に資するサービスを提供してください。</p> <p>■サービス提供時間 2時間以上 3時間未満 3時間以上 ※送迎時間は含まない</p> <p>■サービスの支援内容は、生活の意欲向上を高め、社会参加、活動的な生活が送れるよう、「生活の目標」を明確にし、支援すること。</p>
<p>対象者</p>	<p>要支援認定者及びサービス事業対象者</p>
<p>サービス提供の考え方</p>	<p>■閉じこもり、うつ等の状態像が見込まれるケース。 ■軽度認知機能障害（MCI）の状態像が見込まれるケース。</p>
<p>事業の実施方法</p>	<p>事業委託</p>
<p>人員基準</p>	<p>■管理者：常勤・専従 1 以上※ ■従事者：～15 人に専従 1 以上、 15 人を超える場合は、利用者 1 人に必要数（利用者 10 人に 1 人を想定） ※は、業務に支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼務に従事可能。 管理者もしくは従事者について、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、また、機能訓練指導員など通所型サービスを行う際に必要な能力を有すると認められる者を配置してください。</p>
<p>設備基準</p>	<p>■サービスを提供するために必要なスペース（3㎡×利用定員以上） ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■その他の必要な設備</p>

運営基準	<p>■個別サービス計画の作成</p> <p>■従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等</p> <p>■事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等</p> <p>※下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様</p>
単価	2,310 円/回 ※2 時間以上 3 時間未満のサービス
単価設定の根拠	<p>2,810 円/回 ※3 時間以上</p> <p>指定介護予防通所介護の介護報酬とする。(算定単位は 1 回、1 単位：10 円)</p> <p>要支援 1 月額定額報酬 1,655 単位/月÷5 回÷331 単位</p> <p>■3 時間以上のサービス</p> <p>331 単位－50 単位＝281 単位</p> <p>※入浴介助分を減算 50 単位</p> <p>■2 時間以上 3 時間未満のサービス</p> <p>331 単位×0.7÷231 単位</p> <p>※介護給付の 2 時間以上 3 時間未満の通所介護サービスを行う場合の取扱いに準じる。</p> <p>I 通所型サービス 1：事業対象者・要支援 1（週 1 回程度）</p> <p>II 通所型サービス 2：事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度）</p> <p>※ 上記 I 及び II とともに単位は、各サービス時間単位の通り</p>
加算	<p>介護職員処遇改善加算</p> <p>国の基準に基づいて、加算します。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>国の基準に基づいて、加算します。</p>
減算	<p>■事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、所定単価数の 750 円/回を減算します。</p> <p>■定員超過・人員基準欠如については、1 回につき所定の単位数に 30/100 を乗じた額を減算します。</p>
利用料（利用者負担）	単価×1 割相当（昼食代は別途自己負担）

	<p>※一定以上の所得者は、2割または3割相当</p> <p>※介護予防通所介護相当サービスより安くなります。</p>
給付管理	対象外
単サービス上限回数	<p>月10回まで（ケアマネジメントによる）</p> <p>I 通所型サービス1：事業対象者・要支援1（週1回まで）</p> <p>II 通所型サービス2（注1）：事業対象者・要支援1・2（週2回まで）</p> <p>注1 利用対象者が「事業対象者」、「要支援1」の場合、「紀の川歩-てくてく-体操（事業所版）」を導入し、少なくとも体力測定を年1回実施し、その結果を高齢介護課へ提出することが条件となります。</p>
事業者への支払	市で審査・支払（市へ直接請求）

☑短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

サービス内容	<p>■専門職が、その者の居宅を訪問して、生活機能の向上のための日常生活行為、動作のアセスメントを行い、必要な相談、支援を行います。</p> <p>■対象となる利用者の状態像は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・健康管理の維持、改善が必要なケース ・閉じこもりに対する支援が必要なケース ・ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケース <p>■サービス提供時間→20分以上/回（リハビリ提供時間のみ）</p>
対象者	<p>要支援認定者及びサービス事業対象者</p> <p>※サービス事業のみの利用者に限ります。</p>
サービス提供の考え方	<p>■要支援認定者及び事業対象者で上記の状態像で、専門職が日常生活行為、動作のアセスメントを行い、短期集中的に、必要な相談、支援を行うことで、改善が見込まれるケース</p> <p>■併用できるサービス事業の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業

	<p>(基本的には一般介護予防事業の利用につなげられるような、短期集中サービスを提供してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和した基準による通所(訪問)型サービス
事業の実施方法	事業委託
人員基準	<p>保健・医療の専門資格を有する者</p> <p>(保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等)</p>
設備基準	必要な設備、備品(指定介護予防訪問リハビリテーションの基準を参考にしてください。)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等 ■事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等 <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
期間	<p>原則 3 カ月以内</p> <p>※3 カ月を超えてサービスを提供する場合は、理由付けをして 6 カ月まではサービスを延長することができます。また、サービスの再利用等協議が必要な場合は、個別に協議します。</p>
委託料(案)	<ul style="list-style-type: none"> ■3 カ月まで : 基本単価 5,000 円/回(20 分以上) ■4 カ月～6 カ月: 基本単価 3,000 円/回(20 分以上)
委託料設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ■3 カ月まで 現行の指定介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬単位を基準に設定。(1 単位: 10 円) <ul style="list-style-type: none"> ・基本単位 302 単位/回 ・短期集中リハビリテーション加算相当 200 単位/日 ∴1 回の単位については、500 単位とする。 ■4 カ月～6 カ月 現行の指定介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬単位を基準に設定。(1 単位: 10 円) <ul style="list-style-type: none"> ・基本単位 302 単位/回 ∴1 回の単位については、300 単位とする。(短期集中リハビリテーション加算相当を減算)

減算	事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単価数の 10%を減算します。
単サービス上限回数	2 回／週（ケアマネジメントによる） ※1 日 1 回の利用を想定しています。
利用料（利用者負担）	無料
給付管理	対象外
事業者への支払	市で審査・支払（市へ直接請求）

☑短期集中予防サービス（通所型サービスC）

<p>サービス内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活機能向上型の短期集中通所介護 （通所により、専門職の指導を受けながら、集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うサービスです。） ①運動機能、身体機能向上を目的としたサービスの提供 ※ストレッチ、全身運動、筋力向上プログラム 等 ②生活機能向上を目的としたサービスの提供 ※専門職の訪問による生活機能評価、生活指導 （評価は毎月行ってください。） <p>サービスの支援内容は、生活の意欲向上を高め、社会参加、活動的な生活が送れるよう、「生活の目標」を明確にし、支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ サービス提供時間 2時間程度 ※送迎時間は含まない ■ 専門職とは、PT・OT・ST等のリハビリ専門職
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要支援認定者及びサービス事業対象者 ※サービス事業のみの利用者に限ります。
<p>サービス提供の考え方</p>	<p>要支援認定者及び事業対象者で、通所により、専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うことで、改善、維持が見込まれるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 併用できるサービス事業の類型 <ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業 （基本的には一般介護予防事業の利用につなげられるような、短期集中サービスを提供してください。）
<p>事業の実施方法</p>	<p>事業委託</p>

人員基準	保健・医療の専門資格を有する者 （保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等） ※補助的に専門資格を有さない者がサービスを提供する場合は、専門職の指導のもとであれば、サービス提供可能。ただし、評価に関しては、専門職が行ってください。
設備基準	必要な設備、備品（指定介護予防通所リハビリテーションの基準を参考にしてください。）
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別サービス計画の作成 ■ 従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等 ■ 事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様
期間	原則 3 カ月以内 ※3 カ月を超えてサービスを提供する場合は、理由付けをして 6 カ月まではサービスを延長することができます。また、サービスの再利用等協議が必要な場合は、個別に協議します。
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3 カ月まで サービス事業対象者・要支援 1：20,000 円／月 要支援 2：39,000 円／月 ■ 4 カ月～6 カ月 サービス事業対象者・要支援 1：12,000 円／月 要支援 2：23,400 円／月
委託料設定の根拠	現行の指定介護予防通所リハビリテーションの介護報酬単位を基準に設定。（1 単位：10 円） <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 カ月まで <ul style="list-style-type: none"> ・基本単位 要支援 1：1,812 単位／月 要支援 2：3,715 単位／月 ・運動器機能向上加算相当 225 単位／月 ∴1 月の単位については、 サービス事業対象者・要支援 1：2,037 単位 ÷ 2,000 単位 要支援 2：3,940 単位 ÷ 3,900 単位

	<p>■ 4ヵ月～6ヵ月 3ヵ月までの単価の6割相当 ※4ヵ月～6ヵ月訪問サービスCの委託料が4割減としているため、それにならって通所サービスCも4割減で算定する。</p>
減算	<p>■ 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、下記の単価数を減算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者・要支援1：3,760円/月 ・ 要支援2：7,520円/月 <p>■ 定員超過・人員基準欠如については、1回につき所定の単位数に30/100を乗じた額を減算します。</p>
利用料（利用者負担）	無料
単サービス上限回数	週1回以上（ケアマネジメントによる）
給付管理	対象外
事業者への支払	市で審査・支払（市へ直接請求）

■ サービス利用の上限と利用者負担について ■

■ 区分支給限度額 ■

利用者区分	サービス利用例	ケアマネジメントの種類	支給限度額 (1 ヶ月)
事業対象者	事業（訪問系）のみ	介護予防ケアマネジメント	50,320 円
	事業（通所系）のみ		
	事業（介護予防訪問介護相当+介護予防通所介護相当）		
要支援 1	給付のみ	介護予防支援	50,320 円
	給付+事業（介護予防訪問介護相当）		
	給付+事業（介護予防通所介護相当）		
	事業（介護予防訪問介護相当+介護予防通所介護相当）	介護予防ケアマネジメント	
要支援 2	給付のみ	介護予防支援	105,310 円
	給付+事業（介護予防訪問介護相当）		
	給付+事業（介護予防通所介護相当）		
	事業（介護予防訪問介護相当+介護予防通所介護相当）	介護予防ケアマネジメント	

■要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係■

※事業対象者が介護保険を申請し、認定結果が「非該当」もしくは「要支援」となった場合

利用サービス	認定結果		要支援認定者
	費用請求区分	非該当者（事業対象者）	
給付のみ	給付サービス費	全額自己負担	予防給付
	ケアマネジメント費	事業	予防給付
給付と事業を併用	給付サービス費	全額自己負担	予防給付
	事業費（現行相当サービス・緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）	事業	事業
	ケアマネジメント費	事業	予防給付
事業のみ	事業費（現行相当サービス・緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）	事業	事業
	ケアマネジメント費	事業	事業

（注）上記は、それぞれの指定（委託）を受けていることが前提。

月の途中で対象区分に変更がある場合は、月末における対象区分に応じたケアマネジメント費で算定するものとする。

■要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係■

※事業対象者が介護保険を申請し、認定結果が「要介護」となった場合

※介護保険申請日から認定日前日までのサービス費の支払い方法

利用サービス	費用請求区分		申請日まで遡って要介護として取り扱う場合	申請日から認定日の前日まで事業対象者として取り扱う場合
給付のみ	給付サービス費		介護給付	
	ケアマネジメント費			
給付と事業を併用	①	給付サービス費	介護給付	
		事業費（現行相当サービス）		
		ケアマネジメント費		
	②	給付サービス費	介護給付	<u>全額自己負担</u>
		事業費（緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）	<u>全額自己負担</u>	事業
		ケアマネジメント費	介護給付	事業
事業のみ	①	事業費（現行相当サービス）	介護給付	事業
		ケアマネジメント費		
	②	事業費（緩和基準によるサービス・短期集中予防サービス）		事業
		ケアマネジメント費		

(注) 現行相当サービスのみ、「介護給付」もしくは「事業」のいずれかを選択できる。

利用者に自己負担が生じないように、各事業者間の連携を密にしてください。また、判断が難しい場合は、保険者にも相談してください。

☑総合事業活用のイメージ ※一般介護予防事業の充実

